平成３１年度輪之内町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成 31 年 4 月 19 日策定

１　方針の目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を次のように定める。

２　用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３　適用範囲

この調達方針は、町のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

４　調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1)　障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

①　就労移行支援事業所

②　就労継続支援事業所（A 型・B 型）

③　生活介護事業所

④　障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

⑤　地域活動支援センター

⑥　小規模作業所

(2)　障がい者を多数雇用している企業

①　障害者の雇用の促進に関する法律に基づく特例子会社

②　重度障害者多数雇用事業所（以下の要件の全てを満たすもの。）

・障がい者の雇用者数が 5 人以上

・障がい者の割合が従業員の 20％以上

・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30％以上

(3)　在宅就業障がい者等

①　在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供

等の業務を自ら行う障がい者）

② 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

５ 調達の対象品目

本町において調達を推進する物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

・食品類、記念品等、縫製品、生活雑貨、農作物等

・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

・清掃作業、軽作業等

・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

６ 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

平成３１年度に本町が達成すべき優先調達の目標は、以下のとおりとする。（単位：千円）

	H31 年度 調達目標額	H30 年度 実績額	対前年度比 （H30 年度比）
物　品	154	140	1.10
役　務	86	78	1.10
計	240	218	1.10

７ 調達の推進方法

(1) 本町では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び関係機関が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、関係機関に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

８ 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については、翌年度取りまとめを行い、町ホームページ等により、速やかに公表する。